

## 群馬がん治療技術地域活性化総合特区

# 総合特区支援利子補給金のご案内

特区に関連する医薬品・医療機器等の開発や設備投資等について、国から指定を受けた金融機関から融資を受ける際、特区期間内に限り最大0.7%の利子補給が受けられる制度です。

なお、特区期間終了後(R6年4月1日以降)の融資期間は、利子補給対象外となります。

※ 令和2年度利子補給金のご案内です。

取扱予定金融機関	<p>※ 現時点において取扱予定の金融機関は以下のとおりです。 実際に取扱いが可能かどうかは、各金融機関にお尋ねください。</p> <p>株式会社群馬銀行、株式会社東和銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社足利銀行、株式会社横浜銀行、株式会社八十二銀行、株式会社栃木銀行、高崎信用金庫、桐生信用金庫、アイオー信用金庫、館林信用金庫、利根郡信用金庫、北群馬信用金庫、しのめ信用金庫、ぐんまみらい信用組合、あかぎ信用組合、群馬県信用組合、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、株式会社三菱UFJ銀行</p>
対象事業	<p>要件Aを満たし、かつ、要件Bの①、②、③の何れかを満たす事業</p> <p><u>&lt;要件A&gt;</u> 新製品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与する事業であって、雇用機会の増大に資する事業</p> <p><u>&lt;要件B&gt;</u> ①診断、治療、術後のケアの各分野における革新的医薬品・医療機器等の開発に取り組む事業 ②ものづくり企業が医療分野への参入を図る事業 ③医療産業分野に関し、県内の大学等と連携する県外企業が県内に工場等の新設を行う事業及び県内企業が設備投資・研究開発投資を行う事業</p> <p>※ <u>個別の融資案件毎に内閣府の審査を経る必要があります。</u></p>
受付時期等	<p>○受付時期：<b>令和2年7月1日(水)～7月10日(金)15時</b>まで ○貸付対象となる事業開始時期：<b>令和2年9月1日～令和3年3月末</b>まで</p> <p>(今後の受付時期(予定))</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・令和2年10月上旬(事業開始時期：令和2年12月1日～令和3年3月末)</li><li>・令和2年12月上旬(事業開始時期：令和2年2月1日～令和3年3月末)</li></ul> <p>※詳細は内閣府HPをご確認ください <a href="https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/sogotoc/sien/r02_rishiuketuke_sogotoc_jul.html">https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/sogotoc/sien/r02_rishiuketuke_sogotoc_jul.html</a></p>
備考	<ul style="list-style-type: none"><li>・群馬県内において実施される事業で、融資期間が5年以上のものに限ります。</li><li>・金利は固定金利でも変動金利でも可能ですが、適用金利に関しましては取扱予定金融機関までお問い合わせ下さい。</li><li>・国の他の利子補給制度との併用はできません。</li></ul> <p>※ 地方公共団体の利子補給制度との併用は可能です(ただし、内閣府への事前相談が必要)。</p> <p>・ <u>全国から国の予算を超える応募が見込まれる場合、利子補給の対象として認められる融資額は、融資希望額の一部になる場合があります。</u></p>

【問い合わせ先】群馬県 産業経済部 地域企業支援課 販路支援係

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-226-3359 FAX 027-221-3191